

九州大学大学院医学研究院附属ヒト疾患モデル研究センター利用規程

平成24年度九大規程第55号

制定：平成25年1月1日

最終改正：令和6年3月18日

(令和5年度九大規程第69号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院医学研究院附属ヒト疾患モデル研究センター（以下「センター」という。）における動物の飼育管理、試料の解析及び機器の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物の飼育管理)

第2条 センターに動物の飼育管理を委託しようとする者は、所定の申込書を医学研究院長に提出し、その承認を得なければならない。

第3条 前条の承認を得た者は、別表1に掲げる飼育管理料等（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の飼育管理料等は、原則として還付しない。

(試料の解析)

第4条 センターに試料の解析を委託しようとする者は、所定の申込書を医学研究院長に提出し、その承認を得なければならない。

第5条 前条の承認を得た者は、別表2に掲げる解析料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の解析料は、原則として還付しない。

第6条 解析に用いた試料は、特別の場合のほか、これを返還しない。

2 解析後の残りの試料を返還する場合の費用は、当該解析を委託した者の負担とする。

(機器の使用)

第7条 センターの機器の使用を希望する者は、所定の申込書を医学研究院長に提出し、その許可を得なければならない。

第8条 前条の許可を得た者は、別表3に掲げる機器使用料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の機器使用料は、原則として還付しない。

第9条 機器の使用者（以下「使用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって設備を使用しなければならない。

第10条 使用者が、その責めに帰すべき事由により、センターの設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターにおける動物の飼育管理、試料の解析及び機器の使用に関し必要な事項は、医学研究院長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2 九州大学大学院医学研究院附属動物実験施設動物飼育管理等料金規程（平成16年度九大規程第154号）及び九州大学大学院医学研究院教育・研究支援センター利用規程（平成20年度九大規程第66号）は、廃止する。

附 則（平成25年度九大規程第118号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第58号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第116号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第29号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第79号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第69号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

1. 飼育管理料

(単位:円/1頭・1日)

動物種	飼料費	管理費	床敷費	汚物処分費	合計
マウス	3.1	11.6	1.1	0.4	16.2
ラット	13.4	22.2	6.8	1.8	44.2
ハムスター	8.3	25.5	6.8	1.8	42.4
モルモット	7.2	30.1		1.6	38.9
ウサギ	33.8	91.6		4.9	130.3
イヌ	74.8	229.3		5.9	310.0
ネコ	31.0	185.4		1.6	218.0
フェレット	71.0	185.4		1.6	258.0
ブタ	216.4	317.4		5.8	539.6

(注) 料金表にないものについては、利用者が実費購入する。

2. 附帯使用料等

		料	金
アイソレータ使用料		1日につき1台当たり	360円
P2感染動物実験・飼育室使用料		1日につき1棚当たり	640円
P3感染動物実験・飼育室使用料		1日につき1棚当たり	10,000円
ディスプレイ使用料	マウス用	1ケージ当たり	220円
	ラット用	1ケージ当たり	830円

3. 遺伝子改変マウスの繁殖及び個体識別料等

(単位:円)

作業項目	料金	備考
交配・離乳	170	1ペア
ID付与個体識別	70	2個体(1個体の場合は半額)
ID尾端採取	100	2個体(ID付与識別含む。1個体の場合は半額)
安楽死	100	
動物の移動・搬出	160	
胚凍結	60,000	100個 胚作出(生体)、凍結、融解テスト、保管
胚移植A	180,000	仮親4匹 胚作出(生体)、胚移植(余剰胚は凍結保存)
胚移植B	149,000	仮親4匹 胚作出(胚)、胚移植
胚移植C	45,000	仮親2匹 胚移植 *胚作出(胚)は胚凍結の中に含む
精子凍結	36,000	雄1匹

		精子採取、凍結
--	--	---------

(注) 動物の飼育等を伴う場合は、別途の飼育管理料及び附帯使用料等を加算する。

別表2 (第5条第1項関係)

解析料

(単位:円)

解 析 名	単 位	解析料	備 考
DNAシーケ ンス	サンプルの反応、精製、泳動	1 サンプル	1,500 学内専用
	サンプル泳動	1 サンプル	300 学内専用

別表3 (第8条第1項関係)

機器使用料

(単位:円/1時間)

機器名	使用料	備 考
セルアナライザー FACSVerse (BD)	1,100	学内専用
セルソーター FACS Aria Fusion (BD)	2,200	学内専用